

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【142】
2. 日時：令和2年4月2日 15時30分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁：（※TV会議システムによる出席）  
新基準適合性審査チーム  
照井安全審査官、中村原子力規制専門員  
事業者：  
東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 課長 他8名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、基本設計方針（原子炉制御室等、緊急時対策所、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備、警報装置等、通信連絡を行うために必要な設備）について、令和元年11月1日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【基本設計方針（緊急時対策所）】

- 共通要因により中央制御室と同時に機能が喪失しないことを説明すること。
- 緊急時対策所用受電盤の共用の考え方について、安全性が向上する理由を整理して説明すること

### 【基本設計方針（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）】

- 中央制御室の基本設計方針として、気密性を確保することを整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：なし